

## 入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学（以下「大学」という。）が発注する「公立大学法人福島県立医科大学附属病院炊飯・炊粥等業務委託」に係る条件付一般競争入札については、入札公告（以下「公告」という。）に定めるもののほか、この入札説明書による

### 1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務委託の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第2条及び第3条第1項各号の規定（別記1）に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (6) 令和6年4月1日以降、福島県内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 一般財団法人医療関係サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度の「院内調理等患者給食」認定事業者であること。
- (8) ISO9001（給食に関連した適用に限る。）を取得していること。
- (9) 令和3年4月1日以降、病院等施設内において、12か月間にわたって1日当たり概ね300食以上の給食を調理・提供する業務を2件以上受託した実績を有する者。（複数年にわたる継続契約の場合は、12か月間の履行をもって1件の実績とする。）
- (10) 福島県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）を下記に示す提出期限及び提出場所に提出し、当該資格の確認申請を行うこと。期日までに当該申請を行わなかった者は、入札に参加できない。

#### (2) 確認申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで

イ 提出場所 公立大学法人福島県立医科大学事務局医事課給食管理係

(3) 入札参加資格確認のために提出を要する書類

ア 確認申請書（第1号様式）

イ 福島県庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し

ウ 一般財団法人医療関係サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度の「院内調理等患者給食」認定事業者認定証の写し

エ 受託実績（第2号様式）

5 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年3月25日（火） 午前9時50分

(2) 入札場所

公立大学法人福島県立医科大学 1号館（管理棟）1階 第1カンファランス室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第3号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 代理人が出席し、入札する場合は、委任状（第4号様式）

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、契約期間分（2年間）の金額を記入すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(4) 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

契約細則第9条第1項第2号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 開札等

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が再度入札に立ち会わない場合、

再度入札については棄権したものとみなす。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において提出した書類に関し、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様等に関する質問書（第5号様式）により公立大学法人福島県立医科大学事務局医事課給食管理係に令和5年3月15日（水）午後5時までに提出し、説明を求めることができる。  
回答は、公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。
- (2) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (3) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (4) 入札者又はその代理人は当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質や数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書

- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (5) 記名、押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書  
又は後発の入札書
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書

### 13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、契約細則第23条第1項各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするところがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合は、契約細則第31条の規定により随意契約をすることができる。

### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 16 契約書等の作成

- (1) 業務委託契約書（以下「契約書」という。）について、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、速やかに取り交わすこと。
- (2) 契約書の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

### 17 契約条項は、契約書及び契約細則による。

## 別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）（抜粋）  
（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

## 別記 2

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 福島県債証券            | 額面全額       |
| (2) 国債証券              | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権  | 時価の10分の8   |